国民年金保険料 未納解消について

国民年金の保険料は、定められた納期限から二年たってしまうと時効によって納めることができなくなってしまいます。

ご承知のとおり、国民年金の老令年金を受けるには、一定の期間保険料を納められていること（免除された期間も含む）を必要としておりますので、過去の期間を納めないため、すでに年金を受ける資格がなくなっている人や、このままだと、年金を受けることはできても納めた年数が少ないため全部納めた人と比べて低額の年金しか受けられない人もあります。

そこでこのような人たちのため過去の時効になっている保険料を昭和四十五年七月一日から昭和四十七年六月三十日限りまでに特別に納める（月四百五十円）ことができるようになっていますので、このさい保険料を納めていない月があるかどうか確めておく必要があります。

とくに大正五年四月一日以前に生れた人は、十年納めると六十五才から老令年金を受けられますから、十分確めましょう。

なお昭和四十七年六月三十日までに六十五才になる人は誕生日の前日までに納めなければならないことになっています。

来年一月九日

札幌冬季オリンピック大会の聖火が本村を通過

札幌オリンピック冬季大会に点火される聖火は、昭和46年12月29日、ギリシャ国、オリンピアの丘で採火され、本州を2コースにわかれて、オリンピック開催地札幌までリレーされることになりました。

本村は、そのうちの西コースに属し、昭和47年1月9日（日）1時14分新潟タナカKK前に到着し、そこから岩室中学校より選抜された生徒26名の手でリレーするものです。

オリンピックの象徴である聖火が本村を通過するのは、これが最初であり最後であるかもしれません。

全村民あげて歓迎し、立派に成功するようご理解とご協力をお願いいたします

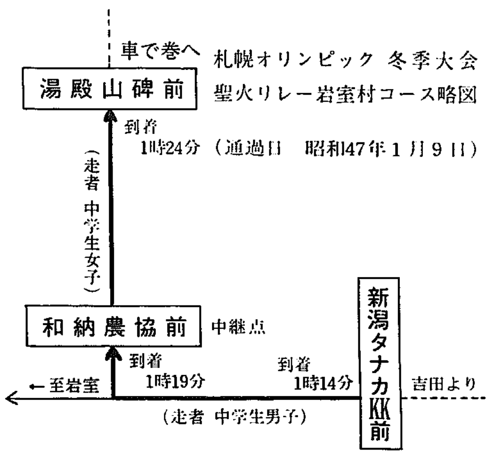
札幌オリンピック 冬季大会
聖火リレー岩室村コース略図

児童の体力、気力づくりをめざして

和納小にトレーニングコースが完成

和納小学校児童の体力と気力の増強をねがって、トレーニングコースが完成しました。

コースはグランドの空地を活用し、いろいろな遊具がそなえつけられています。

まず、跳び輪からはじまって変形平均台、とび杭、変形雲梯、築山、つり縄で砂場までジャンプするものスカイジム、倒立練習板、サージャントジャンプ、変形跳躍台、登はん棒などがずらりと並んでいます。

一周するに約十分くらいかかり、子ども達はフーフーいいながら遊具に挑戦しています。然しその眼は生き生きと輝き、次の遊具にむかって全力疾走して行きました。

このコースは当校PTAが、小学校教育における児童の体力づくり計画に積極的に賛同し、二ケ年計画で設置したものです。遊具購入の資金作りには、年二回の廃品回収作業、文化祭のバザー収益金などを全額投入、又全PTAあげて実際の作業にあたるなどして立派に完成いたしました。

このコースによって期待される主なるものは、第一には遊具の工夫によって児童の興味をそそり、運動に立ち向う意欲を倍加させ得ること。第二は、従って児童が自主的に喜んで運動に参加できること。第三は多角的な遊具の配列によって児童の運動能力をあらゆる面で最大限に伸ばし得ることなどです。

青色申告決算と年末調整説明会開催

昭和46年も後一ケ月となり例年の決算時期となりました。

決算と年末調整説明会が左記により開催されます。

後日税務署からの案内も届くことと思われます。

御多忙の時期ではありますが青色申告者はもれなく御参加下さるようお願いします。

日時　12月15日午後1時
場所　岩室村役場

赤い羽根共同募金のご協力に感謝

心身の障害や、体の不自由な人、子供の遊び場、保育所、母子家庭老人ホーム、ねたきり老人対策、生活困難者等々社会福祉事業のために配分されます。この募金に皆様方のご理解とご協力を頂き目標額の二七八、〇〇〇円をはるかに越える三〇三、九七八円となり関係機関へ納入いたしました。ご報告いたすと共にご協力に対し厚くお礼を申し上げます。

「納税者の声を聞く旬間」入選標語

岩室中学校三年生
川上　祐司君
「豊たかな国土明るい社会は納税から」
巻税務署の審査佳作
巻税務署長表彰

燕市小池中学校二年生
藤沢美和子さん
「税金で明日のくらしに花が咲く」
巻税務署の審査佳作
巻税務署長表彰

燕市小池中学校三年生
広川真澄さん
「育てよう税で良い国広い夢」
関東信越国税局の審査入選第一位
関東信越国税局長表彰

二万円を寄付

和納　田辺徳栄さん

長い間病床にあり、いまなお闘病生活をしておられます和納三区の田辺徳栄さんが家庭の事情により三条市に転出することになり転出にあたり村にお世話になったお礼にと、二万円の多額な金をご寄附くださいました。

ご趣旨に添い村内の恵まれない方達にあたたかい贈りものを差上げます。

まことに有難うございました。

住民相談所開設

とき　十二月十日（金）午後一時～三時
ところ　岩室村役場

岩室村財政事情のお知らせ

告示第7号

地方自治法243条の3第1項に基く「財政事情」の作成および公表に関する条例により、本村の財政事情を次のとおり公表いたします。

昭和46年12月1日

岩室村長　横　山　喜　八　郎

1.昭和46年度一般会計

歳入歳出予算と収支の状況　S46.10.31現在　（単位千円）

款名	現計予算額	収入済額	収入率	款名	現計予算額	支出済額	支出率
村税	75,237	48,795	64.9	議会費	11,501	6,496	56.5
自動車取得税交付金	4,703	1,569	33.4	総務費	80,522	36,908	45.8
交通安全対策交付金	127	127	100.0	民生費	42,900	20,380	47.5
地方交付税	162,527	123,970	76.3	衛生費	21,975	11,421	52.0
分担金及び負担金	14,205	5,644	39.7	農林水産業費	42,465	8,485	20.0
使用料及び手数料	2,629	1,329	50.6	商工費	19,213	15,383	80.1
国庫支出金	11,888	2,122	17 8	土木費	78,609	13,733	17.5
県支出金	23,533	1,734	7.4	消防費	9,741	6,189	63.5
財産収入	1,322	224	16.9	教育費	39,164	20,323	51.9
寄附金	6,238	2,227	35.7	災害復旧費	5,374	691	12.9
繰入金	0			公債費	18,435	7,826	42.5
繰越金	23,508	23,508	100.0	予備費	1,469	0	
諸収入	27,851	3.476	12.5				
村債	17,600	0	0				
歳入合計	371,368	214,725	57.8	**歳出合計**	371,368	147,835	39.8

現計収支の比率の相違は道路等改良事業が今後の支出としてなされることで，行政需用の増大に比し収入財源の頭打ち現象が進むなかでこれが執行については消費的経費の節約につとめて，財政の効率的な運用に努めたい。

2.昭和46年度特別会計

予算と収支状況　S46.10.31現在　（単位千円）

会計別	予算額	収入済額	支出済額	収支差引額
国民健康保険	107,132	54,396	39,052	15,344
岩室村水道事業	21,870	12,268	6,998	5,270
間瀬簡易水道	1,593	874	820	54
温泉集中加熱	13,605	6,151	5,623	528
農業共済	15,401	7,459	4,504	2,955